

氏名	尹 熙喆			
学位の種類	博士 (学術)			
学位記番号	博乙第	2751	号	
学位授与年月	平成	27年	4月	30日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当			
審査研究科	人間総合科学研究科			
学位論文題目	現代スポーツ文化に内在する「倫理性」の哲学研究—カント「批判哲学」を方法として—			
主査	筑波大学教授	藤堂良明	博士 (学術)	
副査	筑波大学教授	齋藤健司	博士 (体育科学)	
副査	筑波大学准教授	深澤浩洋	博士 (体育科学)	
副査	筑波大学教授	保呂篤彦	文学博士	
副査	筑波大学名誉教授	佐藤臣彦	博士 (文学)	

論文の内容の要旨

(研究の目的と方法)

本研究の目的は、1980年代初頭にアメリカにおいて着手され始めた「スポーツ倫理学」が既存の一般倫理学理論の表層的な応用に留まっているという問題意識のもと、「スポーツ倫理」にはスポーツという文化に起因する独自性あるいは特殊性があつて、一般倫理とは異なる基準が存在するという仮説的展望を提示したうえで、新たな「スポーツ構造論」に依拠しつつ、スポーツ倫理がスポーツ文化自体に内在する契機であることを明らかにし、さらにスポーツ倫理における「価値相対論」を克服すべく、カントの「道徳哲学」に基づくことで、スポーツ倫理の普遍的基盤を明らかにしようとするものである。

(論文構成と論旨の概要)

序章「予備的考察」では、上に述べた「動機・目的」を提示したうえで(第一節)、本研究における研究手順を論文構成として提示している(第二節)。さらに、アメリカ、日本および韓国における従来のスポーツ倫理研究について、各国における専門的研究誌を資料として量的側面から概観しつつ、主要なテーマを抽出している(第三節)。

第一章「スポーツ倫理学研究におけるモラルとルールの相剋性」においては、序章において抽出された先行研究における主要な研究課題として、①フェア・プレイとスポーツマンシップ(第一節)、②スポーツにおける勝敗に関わる問題(第二節)、③スポーツにおける攻撃性と暴力性(第三節)、④ドーピングにおけるモラルとルールの問題(第四節)の4テーマに集約し、これらの諸問題に通底しているのは、スポーツにおける「ルール」と「モラル」の複雑な絡み合いであるとする。その上で、各節について「ルールとモラルの相剋性」という質的観点から再吟味し、スポーツ倫理の本質的解明のためには、その前提条件としてスポーツ概念自体の検討が不可欠であるとしている。

第二章「スポーツ倫理研究の前提としてのスポーツ概念の検討」では、第一節「スポーツに関する諸議論」において、従来のスポーツに関する概念的検討を、①運動論的アプローチ、②遊戯論的アプロー

チ、③教育論的アプローチの3つに類型化し、それぞれを批判的に検討したうえでこれらのアプローチではスポーツ概念の本質的解明には繋がらないとしている。第二節「スポーツ文化論の検討」では、「文化＝価値」とする文化概念に基づく従来のスポーツ文化論を批判したうえで、第三節「文化概念とスポーツ構造論」において、スポーツは「文化＝疎外態」であって、①知的契機、②身体的契機、③感性的契機からなる「複合的構成体」であるとする新たな「スポーツ構造論」を提示し、その理論に基づくことで、スポーツ倫理の問題も、スポーツに内在する課題として取り扱うことが可能になるとしている。

第三章「スポーツにおける文化的相対性」では、「スポーツ構造論」における「感性的契機」が各文化圏における倫理的・美的価値観の影響下にあるとする「文化的相対論」に基づき、①「柔道」と「Judo」（第一節）、②「野球」と「ベースボール」（第二節）、③「跆拳道」と「テコンドー」（第三節）をとりあげて分析し、その妥当性を検証している。しかし、「文化的価値相対論」に留まるのであれば、スポーツ世界には文化を超えて機能する普遍的な倫理規範は存在しないことになるとし、現に国境を越えて成立しているスポーツゲームの倫理基盤を解明する必要性を提示している。

第四章「カントの道徳哲学とスポーツ倫理の普遍法則」では、普遍的・必然的な「道徳法則」を論理化したカントの道徳哲学からの検討が試みられている。第一節「従来研究の検討」において、これまでのスポーツ倫理学におけるカント理論の援用が表層に留まっているとしたうえで、第二節「カントの道徳哲学の論理構造」では、カント道徳哲学を構成する基本概念について、①人間存在（理性的存在）と道徳、②自然法則と道徳法則、③自由と人格、という3項を立てたうえで、「傾向性（格率）」「義務」「動機」「意志」「自律」「命法」などの基本概念を検討し、彼の「道徳法則」が経験的なものではなく論理必然的なアприオリなものとして構成されていることを指摘している。続く第三節「スポーツにおける道徳法則」では、「規則＝法則」という対概念について検討し、スポーツ倫理学にあっても、すべてのスポーツマンが理性的存在者として従うべき「定言命法」が成立する可能性について検討し、「スポーツルール」を「規則」に、「スポーツ構造」を「法則」に対応させることで、スポーツ世界を支える普遍法則として、「スポーツ選手は、自らを主体とし、スポーツ構造という法則的客体に基づいてゲームを構成し、かつ成就させることを目的として行為すべきである」という「スポーツ的定言命法」を導くことで、本研究の結論としている。

審査の結果の要旨

（批評）

本研究は、「スポーツにおける倫理性とは何か」という基本問題に対し、「スポーツ構造論」における感性的契機に関する論議に依拠しつつ、スポーツ倫理がスポーツ文化自体に内在する契機であることを「柔道と Judo」「野球とベースボール」などの具体的な検討によって明らかにし、さらにスポーツ構造論における感性的契機の「文化的相対性」を理論的に克服するため、カントの道徳哲学に基づくことによって、「スポーツ倫理」における普遍的基盤を明らかにしようとするものである。手順として、アメリカ、日本、韓国におけるスポーツ倫理研究に広く目配りし、これらの批判的検討を踏まえて「スポーツ倫理」を単に一般倫理学理論の応用として取り扱うのではなく、スポーツ文化自体に内在する問題として検討すべきとする研究方略を提示したことは評価できる。また、依拠したスポーツ構造論が「文化的相対論」に留まっているのに対し、これを理論的に克服するため、さらにカントの道徳哲学における構成論理を援用することで、スポーツ文化における倫理的基盤の普遍性について、「スポーツ的定言命法」として措定したことは、これまでにない独自の成果として評価できる。

平成 27 年 2 月 17 日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

なお、学力の確認は、人間総合科学研究科学学位論文審査等実施細則第 11 条を適用し免除とした。よって、著者は博士（学術）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。